## 産業分類検討チームにおける主な御意見とその対処方針

# 産業分類検討チームにおける御意見

No.	御意見	対処方針 (案)					
大分	大分類E-製造業						
0 4	○ 中分類「13 家具・装備品製造業」に関する御意見						
1	● 「13 家具・装備品製造業」の総説及び「131 家具製造業」の説明文について ・中分類 13 の総説の改定案は「室内に備え付けられて日常生活に使用される」と記述されているが、「日常生活」は「家庭生活」をイメージする。「日常生活」ではなく、「日常的に」としてはどうか。・「非日常」との対比ではないのであれば、「日常」と言う記述は削除しても良いのではないか。  【参考】前回の提案 中分類「13 家具製造業」の総説、内容例示の修正 ※資料 6-2 に前回提案の改定素案を掲載しております。	(第 11 回産業分類検討チーム改定案) ・中分類 13 総説 「室内に備え付けられて <u>日常生活に</u> 使用される」					
		(経済産業省)					
2	● 「13 家具・装備品製造業」の総説について 中分類 13 の総説の改定案は、「家庭用及び事務用家具(和式及び 洋式を含む)」と記述されているが、和式も洋式も含むのであれば括	左記の御指摘を踏まえ、「(和式及び洋式を含む)」の記述を削除する。					
	弧書きは不要ではないか。	(経済産業省)					

#### 3 ● 「131 家具製造業」の説明文について

・小分類 131 の説明文の改定案について、現行の「輸送設備」を具体的な名称「車両、船舶、航空機」に修正しているが、「車両」には「自動車の車両や鉄道車両など、具体的にどのようなものが含まれるのか。

家具が主に使用される施設としては家庭や事務所を想定しているが、それら以外には、学校、集会所、図書館、研究室、病院を想定しており、船舶等も含むことになる。

ただし、現行の「輸送設備」には車両倉庫や敷設レールも含まれることになり、また、前回の検討チームで提案した「車両」では家具のない産業車両等を含むことなり、必ずしも適切ではないと考えられる。このため、人が利用する乗り物において家具の使用が想定されるものとして、今回、「交通機関」を提案している。

なお、辞書によれば、「車両」とは電車や自動車等の車輪の付いた乗り物を指すとされている。特に自動車は、法制度に基づき、普通自動車のほか、ブルドーザー等の特殊自動車やキャンピングカー等の特殊用途の自動車が規定されている。

また、交通機関に必要な安全基準や技術基準を満たす座席等は、一般的な家具とは安全性能等の確保に要する生産技術が異なることから、当該家具製造業には分類されず、総説にも記載されているように、「31 輸送機械器具製造業」に分類される旨明記する。

(経済産業省)

## 大分類 I-卸売業, 小売業

○ 中分類「60 その他の小売業」及び中分類「61 無店舗小売業」に関する御意見

## 4 ● 小売の仲介サービス業について

現行の案では、小売の仲介サービス業として道の駅で農産品を販売している場合と自動車の小売仲介を行っている場合が同一の産業となり、何を販売しているか判別できなくなるのではないか。

このことは「卸売業」の「代理商・仲立業」についても同様に言えることであり、マージン額の推計をするときに問題にならないのかが懸念される。

従って、例えば農産品を仲介しているのであれば、食料品の小売仲介サービスということを例示で入れると大体何を売っているか分かるかと思う。あるいは、そうしないのであれば、経済センサスー活動調査の方で何を仲介しているのかということを書かせることにすればよいと思う。そういうことをしておかないと、今後、規模が拡大してくるようになると大きな問題になるのではないか。

- ① 御指摘を踏まえて、小売の仲介サービス業に該当すると考えられる事業所が、どの程度、小売業の各細分類に存在するか、H28 経済センサスー活動調査のデータを確認したところ、現行日本標準産業分類に小売の仲介サービス業が明示されていないこともあり、経済センサスのデータでは、概ね中分類 60 と中分類 61 に分類されていることは確認できたが、全体的な分散状況については、把握できなかった。
- ② 小売の仲介サービス業は、主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行うものであり、仲介手数料が生産額として扱われる。一方、一般的な小売業は、主として商品の仕入販売などの業務を行うものであり、マージンが生産額となる。

#### 【参考】第12回検討チームでの提案

内容例示「小売代理商, 小売仲立業」の追加先(案)

<有店舗の場合>

中分類 60 その他の小売業

小分類 609 他に分類されない小売業 細分類 6099 他に分類されないその他の小売業

<無店舗の場合>

中分類 61 無店舗小売業 小分類 619 その他の無店舗小売業 細分類 6199 その他の無店舗小売業 また、「大分類 I-卸売業,小売業」において、仲介サービス業は、 商品の所有権を持たないという点において、一般的な卸売業や小売 業とは異なる。

③ ISIC 改定構造案において、小売に係る仲介サービス活動は、以下のとおり1つの分類項目に設定されている状況。

ISIC 第5版改定構造案 大分類G 卸売・小売業

小分類	細分類	項目名
479		小売に係る仲介サービス活動
	4790	小売に係る仲介サービス活動

④ 上記①~③を踏まえ、今回の改定においては、細分類「6099 他に 分類されないその他の小売業」と細分類「6199 その他の無店舗小売 業」のそれぞれにおいて内容例示とすることとしたい。

ただし、御指摘の点については、経済実態を適切に捉えることができるように、国際分類を参考にしつつ、今後の市場規模の拡大や、SNA における扱われ方等を踏まえて、必要に応じて検討することとしたい。

(事務局)

### 大分類 L - 学術研究,専門・技術サービス業

○ 中分類「72 専門サービス業(他に分類されないもの)」に関する御意見

### 5 ● 「7261 デザイン業」について

- ・「主として人工物・人工環境のデザインに関する~」という説明文では、「自然物・自然環境のデザイン」も存在するかのように読める。 デザイン業に入るもの、入らないものが端的に分かるように表現するべきではないか。
- ・デザイン業に入るもの、入らないものを定義できるような用語で 説明する必要があるのではないか。ISICを参考に、今回追加される コンピュータ関連のデザインを現行の説明文に付け加えるように記 載してはどうか。
- ・多くの内容例示が示されるとどのような違いがあるのかが分かり

第 12 回産業分類検討チームにおける御意見を踏まえて、経済の成熟や技術の進化に伴い、デザイン業の領域が発展・拡大してきた中、他の分類との関係も考慮しつつ、同業の説明文及び内容例示を時代に即したものに修正するという趣旨に基づき、弊省政策担当部署及びデザイン業界関係者との間で再検討を行った。

具体的には、デザインの対象を①「物に係るデザイン」、②「視覚(ビジュアル)に係るデザイン」、③「空間に係るデザイン」として、それぞれの相互関連性も考慮した内容に定義文の修正を行った。

他方、該当しない業種については、「特定サービス産業実態調査」(経

難い。検討していただけないか。

#### 【参考】前回の提案

細分類「7261 デザイン業」の説明文、内容例示の修正 ※資料 6-4 に前回提案の改定素案を掲載しております。 済産業省)の記入注意及び「サービス産業動向調査」(総務省統計局)の事業活動一覧の記載内容、「国際標準産業分類 (ISIC) 第4次改定版 (2002 年)」を参考に、定義文において但し書きとして新たに記載するとともに、その内容を踏まえて内容例示についても、誤認しやすいもの、現行分類に反映されていないものを反映するよう精査を行った。

なお、修正案については、デザイン業界におけるデザインの考え方 を反映した案1のほか、それを基に産業を格付けするという要素を加 味した案2の複数の修正案を提示させていただいている。

(経済産業省)

#### 大分類〇一教育, 学習支援業

○ 中分類「82 その他の教育,学習支援業」に関する御意見

## 6 ● 細分類「8249 その他の教養・技能教授業」 項目名と説明文の対応について

「教育・学習支援業」の改定素案の「824 教養・技能教授業」の説明文について、「その他の教養・技能教授業」の説明で「○○を教習する事業所」となっているが、「教習」という言葉はこれまであまり使われていなかったように思う。部門の名称も「教授業」というワーディングが残っている。説明文が「教授する」から「教習する」という言葉に変更されているのに部門名が「教授業」のままであるが、それは問題ないのか。

#### 【参考】前回の提案

細分類「8249 その他の教養・技能教授業」の説明文を、「他に分類されない教養や技能、趣味の活動などを教習する事業所をいう。」に修正。

御指摘を踏まえて検討を行うに当たり、「教養・技能教授業」の項目名等の変遷を確認した。

現行の小分類「824 教養・技能教授業」は、第6回改定(昭和42年)時に大分類L-サービス業に設定された細分類「8761個人教授所」が、第11回改定(平成14年)の大分類O-教育,学習支援業の設定に伴い、中分類「77その他の教育、学習支援業」の中に小分類「774教養・技能教授業」として設定されたものである(注)。

第6回改定の細分類設定以来、「教授」という語が項目名及び説明文において用いられており、現行の小分類「824 教養・技能教授業」に設定された細分類 8241 から 8246 においても、そのようになっている。

上記の経緯を踏まえると、「8249 その他の教養・技能教授業」の説明文についても、細分類 8241 から 8246 での項目名及び説明文の表記と統一して、「教授する」と表記することで全体の整合性を保つことが可能なことから、当該部分については「教習」とはせず、現行 8249 で用いられている「教授」のままとすることとしたい。

(注) 第12回改定(平成19年)において、小分類「教養・技能教授業」が設定されている中分類「その他の教育、学習支援業」の項目番号が、中分類77から82に変更された。

なお、日本標準産業分類の設定(昭和24年)から第5回改定(昭和38年)ま

	では、大分類L-サービス業の中分類「他に分類されない専門サービス業」におけ
	る当該中分類全体のバスケット項目「他に分類されない専門サービス業」の内容 例示として、「長唄指南所」、「舞踏教授所」、「茶道指南所」、「生花教授所」等が記
	載されていた。
	(事務局)